

防府市公設青果物地方卸売市場業務条例改正（案）の概要

卸売市場におけるルールを定めた卸売市場法が平成30年6月22日に改正され、令和2年6月21日から施行することとされました。

これに伴い、本市においても、青果市場における業務や施設の管理等について必要な事項を定めた「防府市公設青果物地方卸売市場業務条例」を改正します。

○条例の構成

項目	現 行	改正（案）
第1章 総則	第1条－第5条	第1条－第6条
第2章 市場関係事業者	第6条－第33条	第7条－第36条
第1節 卸売業者	第6条－第14条	第7条－第19条
第2節 仲卸業者	第15条－第23条	第20条－第25条
第3節 買受人	第24条－第28条	第26条－第30条
第4節 関連事業者	第29条－第33条	第31条－第36条
第3章 売買取引及び決済の方法	第34条－第54条	第37条－第57条
第4章 市場施設の使用	第55条－第61条	第58条－第64条
第5章 監督	第62条－第64条	第65条－第67条
第6章 運営審議会	第65条－第70条	第68条－第73条
第7章 雑則	第71条－第79条	第74条－第82条
	附則、別表第1(第34条の2) 別表第2(第61条)	附則 別表(第64条)

○条例改正の考え方

- 1 卸売市場法の改正に伴う業務条例への必須規定事項を規定します。
- 2 卸売市場法の改正に伴い規定することが可能となった事項について、市場関係者に実施した意向調査を踏まえ規定します。
- 3 卸売業務の許可について規定する「山口県卸売市場条例」が廃止されることから、業務条例において卸売業務の許可等の改正が必要となる事項について規定します。
- 4 市場の活性化や市場関係者の参入促進に向けて、使用料の引き下げ等の改正を行います。
- 5 その他、卸売市場法改正による所要の改正を行います。
- 6 取引参加者の話し合いにより都度変更する可能性のある事項は、別途定める「防府市公設青果物地方卸売市場業務条例施行規則」において詳細を定めます。

○主な条例改正(案)の内容

1 業務条例への必須規定事項

項 目		内 容 等	備 考
① 卸 売 業 務 の 方 法	(1) 開設者の差別的取扱いの禁止	・開設者である防府市は取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしないこと	改正(案) 第2条
	(2) 開設者による卸売の数量、価格等の公表	・その日の主要な品目の卸売予定数量 ・その日の主要な品目の卸売の数量及び価格	改正(案) 第53条 第3項
	(3) 遵守事項を遵守させるための必要な措置	・開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるための指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること	改正(案) 第65条～ 第67条
	(4) 売買取引の方法	・生鮮食料品等の品目ごとのせり売り、入札、相対取引 その他売買取引の方法	改正(案) 第38条
	(5) 決済の方法	・売買取引における支払期日、支払方法その他の決済の方法	改正(案) 第49条 第50条 第54条 第55条
② 取 引 参 加 者 が 遵 守 す べ き 事 項	(1) 売買取引の原則	・取引参加者は公正かつ効率的に売買取引を行うこと	改正(案) 第37条
	(2) 卸売業者の差別的取り扱いの禁止	・卸売業者は出荷者、仲卸業者その他の買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしないこと	改正(案) 第41条 第1項
	(3) 売買取引の方法	・取引参加者は業務規定に定めた方法により売買取引を行うこと	改正(案) 第46条 第47条
	(4) 売買取引の条件の公表	・営業日及び営業時間、取扱品目、生鮮食料品等の引渡しの方法、出荷者、買受人が負担する費用の種類・内容・金額、販売代金の支払期日・支払方法、奨励金等の種類・内容・金額	改正(案) 第39条
	(5) 決済の確保	・業務規定に定めた方法により決済を行うこと ・卸売事業者の事業年度ごとの事業報告書の提出及び閲覧	改正(案) 第56条 改正(案) 第19条
	(6) 売買取引の結果等の公表	・卸売事業者が、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果、委託手数料、奨励金等について公表すること	改正(案) 第53条 第1項

2 法改正により規定することが可能となった事項

項 目	内 容 等	備 考
① 商物分離	卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売が可能となります。	現行条例第39条を削除
② 第三者販売	仲卸業者及び買受人以外の者への卸売が可能となります。	現行条例第37条を削除
③ 自己買受	卸売業者自らが卸売の相手方としての買受が可能となります。	現行条例第40条を削除
④ 直荷引き	仲卸業者による卸売業者以外からの買受が可能となります。	現行条例第21条を削除
⑤ 受託拒否の禁止	出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否を引き続き禁止します。	改正(案)第41条第2項

3 山口県卸売市場条例の廃止に伴う改正

項 目	内 容 等	備 考
① 卸売業務の許可	「卸売業務の許可」に関する規定の追加	改正(案)第7条
② 卸売業務の許可の取り消し	「卸売業務の許可の取り消し」に関する規定の追加	改正(案)第13条
③ 卸売業者の事業の譲渡し等	「卸売業者の事業の譲渡し等」に関する規定の追加	改正(案)第14条
④ 卸売業務の相続	「卸売業務の相続」に関する規定の追加	改正(案)第15条
⑤ 卸売業者の名称変更等の届出	「卸売業者の名称変更等の届出」に関する規定の追加	改正(案)第16条

4 市場の活性化に向けた事項

項 目	内 容 等	備 考
① 卸売業者の数	卸売業者の参入を促すため、卸売業者数の制限を削除します。	現行条例第6条の削除
② 仲卸業者の数	仲卸業者の参入を促すため、仲卸業者数の制限を削除します。	現行条例第15条の削除
③ 市場施設の使用料	市場関係者の参入を促すため、市場施設の使用料を引き下げます。	改正(案)別表

○条例改正の概要

第1章 総則

現 行	内 容	改 正 (案)	
第1条	目的	第1条	・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い、その記述を削除。
	業務運営の基本原則	第2条	【新設】 ・ 業務規程への必須規定事項。 ・ 開設者による差別的取扱いの禁止を規定。 ・ 卸売業者、仲卸業者等を定義。
第2条	名称、位置及び面積 ⇒名称及び位置	第3条	・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い、見出しを変更し、面積に関する記述を削除。
第3条	取扱品目	第4条	・ 現行条例の内容を踏襲（記述を変更）。
第4条	開場の期日	第5条	・ 現行条例を踏襲。
第5条	開場時間等	第6条	・ 現行条例を踏襲。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

現 行	内 容	改 正 (案)	
第6条	卸売業者の数		【削除】 ・ 市場取引の活性化を図るため、卸売業者数の制限を廃止。
	卸売業務の許可	第7条	【新設】 ・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い新設。
第7条	卸売業者の保証金の預託	第8条	・ 卸売業務の許可権者の変更に伴う記述の変更。
第8条	卸売業者の保証金の額	第9条	・ 有価証券の代用に関する記述を削除。
第9条	卸売業者の保証金の追加預託	第10条	・ 有価証券の代用に関する記述を削除。
第10条	卸売業者の保証金の充当	第11条	・ 現行条例を踏襲。
第11条	卸売業者の保証金の返還	第12条	・ 現行条例を踏襲。
	卸売業務の許可の取消し	第13条	【新設】 ・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い新設。

	卸売業者の事業の譲渡し等	第14条	【新設】 ・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い新設。
	卸売業務の相続	第15条	【新設】 ・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い新設。
	卸売業者の名称変更等の届出	第16条	【新設】 ・ 山口県卸売市場条例の廃止に伴い新設。
第12条	せり人の登録	第17条	・ 欠格事項として暴力団関係者を追加。 ・ 取消し規定があることから、せり人登録の有効期間は削除。
第13条	せり人の登録の更新		【削除】 ・ せり人登録の有効期間廃止に伴い削除。
第14条	せり人の登録の取消し	第18条	・ 現行条例の内容を踏襲（記述を変更）。
	卸売業者の事業報告書等の提出及び閲覧	第19条	【新設】 ・ 業務規程への必須規定事項。 ・ 卸売業務の事業報告書の提出とその閲覧について規定。

第2節 仲卸業者

現 行	内 容	改 正 (案)	
第15条	仲卸業者の数		【削除】 ・ 市場取引の活性化を図るため、仲卸業者数の制限を廃止。
第16条	仲卸業務の許可	第20条	・ 現行条例を踏襲。 ・ 欠格事項（補助員含む）として暴力団関係者を追加。 ・ 仲卸業者数による規制を削除。
第17条	仲卸業者の保証金の預託	第21条	・ 現行条例を踏襲。
第18条	仲卸業者の保証金の額	第22条	・ 現行条例を踏襲。
第19条	名称変更等の届出		【削除】 ・ 第24条で卸売業者の規定を準用。
第20条	仲卸業務の許可等の取消し	第23条	・ 現行条例の内容を踏襲。 ・ 卸売業者に関する規定に準じて記述を変更。

第21条	仲卸業者の業務の規制		【削除】 ・「直荷引き」を規制する規定を削除。
第22条	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併		【削除】 ・第24条で卸売業者の規定を準用。
第23条	仲卸し業務の相続		【削除】 ・第24条で卸売業者の規定を準用。
	仲卸業者の事業の譲渡し等	第24条	【新設】 ・仲卸業者の事業の譲渡し等、業務の相続、名称変更等の届出について、卸売業者の規定を準用。
	仲卸業者の事業報告書等の提出	第25条	【新設】 ・卸売業者に併せ規定。（従前より規則に規定があるため詳細は規則委任。）

第3節 買受人

現 行	内 容	改 正 (案)	
第24条	買受人等の承認	第26条	・欠格事項（補助員含む）として暴力団関係者を追加。
第25条	買受人等の承認の取消し等	第27条	・現行条例の内容を踏襲（卸売業者に関する規定に準じて記述を変更。）
第26条	買受人の名称変更等の届出	第28条	・現行条例を踏襲。
第27条	買受人等の承認手数料	第29条	・現行条例を踏襲。
第28条	買受人の保証金	第30条	・現行条例を踏襲。

第4節 関連事業者

現 行	内 容	改 正 (案)	
第29条	関連事業者の設置	第31条	・現行条例を踏襲。 ※欠格事項として暴力団関係者を追加。
第30条	関連事業者の保証金の預託	第32条	・現行条例を踏襲。

第31条	関連事業者の保証金の額	第33条	・現行条例を踏襲。 ※保証金の追加預託、充当及び返還について、卸売業者に関する規定を準用。
第32条	関連事業者の許可の取消し	第34条	・現行条例の内容を踏襲（卸売業者に関する規定に準じて記述を変更。）
第33条	関連事業者の業務の規制等	第35条	・卸売業者に関する規定に準じ、事業の譲渡し等に関する手続きを追加。
	関連事業者の事業報告書等の提出	第36条	【新設】 ・卸売業者に併せ規定。（従前より規則に規定があるため詳細は規則委任。）

第3章 売買取引及び決済の方法

現 行	内 容	改 正（案）	
第34条	売買取引の原則	第37条	・業務規程への必須規定事項。 ・現行条例を踏襲。
第34条 の2	売買取引の方法	第38条	・業務規程への必須規定事項。 ・取引方法を規則に委任。 ・相対取引について定義
	売買取引の条件の公表	第39条	【新設】 ・業務規程への必須規定事項。
第35条	売買取引の単位	第40条	・現行条例を踏襲。
第36条	差別的取扱いの禁止等	第41条	・業務規程への必須規定事項。 ・現行条例を踏襲。 ※第1項は、業務規程の必須規定事項「卸売業者の差別的取扱いの禁止」。 ※第2項は市場ごとに定める取引ルール「卸売業者の受託拒否の禁止」。
第37条	卸売の相手方の制限		【削除】 ・「第三者販売」を規制する規定を削除。
	仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売	第42条	【新設】 ・「第三者販売」に関する報告を規定。
第38条			【削除】 ・削除（平一七条例二三）
第39条	市場外にある物品の卸売の禁止		【削除】 ・「商物分離」を規制する規定を削除。

	市場外にある物品の卸売	第43条	【新設】 ・「商物分離」に関する報告を規定。
第40条	卸売業者の買受けの禁止		【削除】 ・「卸売業者の自己買受」を規制する規定を削除。
	卸売業者以外の者からの買入の報告	第44条	【新設】 ・「直荷引き」に関する報告を規定。
第41条			【削除】 ・削除（平二一条例八）
第42条	受託契約約款	第45条	・現行条例の内容を踏襲。 ※卸売業務の許可権者の変更（知事⇒市長）
第43条	受託物品の受領通知及び検収	第46条	・現行条例を踏襲。
第44条	卸売物品の明示及び引取り	第47条	・現行条例を踏襲。
第44条の2	物品の品質管理	第48条	・現行条例を踏襲。
第45条	代金の支払及び支払猶予の特約	第49条	・業務規程への必須規定事項。 ※支払期日については規則に委任。 ・現行条例の内容を踏襲。 ※消費税の記述を他条に合わせる。
第46条	卸売代金の変更の禁止	第50条	・業務規程への必須規定事項。 ・現行条例を踏襲。
第47条	売買取引の制限	第51条	・現行条例を踏襲。
第48条	衛生上有害な物品の取引の禁止	第52条	・現行条例を踏襲。
第49条	卸売予定数量等の報告		【削除】 ・第53条において規定。
第50条	卸売予定数量等の公表		【削除】 ・第53条において規定。
	卸売予定数量等の報告及び公表	第53条	・業務規程への必須規定事項。
第51条	委託手数料の額	第54条	・第2項委託手数料の額の揭示は、第39条に規定するため削除。
第52条	仕切り及び送金	第55条	・業務規程への必須規定事項。 ・期日については規則委任。

第53条			【削除】 ・削除（平二一条例八）
	売買取引の決済の方法	第56条	・業務規程への必須規定事項。
第54条	奨励金の交付	第57条	・現行条例を踏襲。

第4章 市場施設の使用

現 行	内 容	改 正（案）	
第55条	市場施設の使用指定	第58条	・保証金の有価証券の代用に関する記述を削除。 ※保証金の追加預託、充当及び返還について、卸売業者に関する規定を準用。
第56条	用途変更、転貸等の禁止	第59条	・現行条例を踏襲。
第57条	原状変更の禁止	第60条	・現行条例を踏襲。
第58条	市場施設の返還	第61条	・現行条例の内容を踏襲（記述を変更）。
第59条	指定又は許可の取消しその他の規制	第62条	・現行条例を踏襲。
第60条	補修命令等	第63条	・現行条例を踏襲。
第61条	市場施設の使用料	第64条	・現行条例を踏襲。 ※消費税の記述を他条に合わせる。

第5章 監督

現 行	内 容	改 正（案）	
第62条	報告及び検査	第65条	・業務規程への必須規定事項。 ・現行条例を踏襲。
第63条	改善措置命令	第66条	・業務規程への必須規定事項。 ・現行条例を踏襲。
第64条	監督処分	第67条	・業務規程への必須規定事項。 ・現行条例を踏襲。 ※卸売業務の許可の取消しを追加。

第6章 運営審議会

現 行	内 容	改 正 (案)	
第65条	審議会の設置	第68条	・ 現行条例を踏襲。
第66条	組織	第69条	・ 現行条例を踏襲。
第67条	任期	第70条	・ 現行条例を踏襲。
第68条	会長及び副会長	第71条	・ 現行条例を踏襲。
第69条	会議	第72条	・ 現行条例を踏襲。
第70条	意見の聴取	第73条	・ 現行条例を踏襲。

第7章 雑則

現 行	内 容	改 正 (案)	
第71条	卸売業務の代行	第74条	・ 現行条例を踏襲。
第72条	無許可営業の禁止	第75条	・ 現行条例を踏襲。
第73条	市場への出入り等に関する指示	第76条	・ 現行条例を踏襲。
第74条	災害時における物品の確保	第77条	・ 現行条例を踏襲。
第75条	市場秩序の保持等	第78条	・ 業務規程への必須規定事項。 ・ 現行条例を踏襲。
第76条	清潔の保持	第79条	・ 現行条例を踏襲。
第77条	許可等の制限又は条件	第80条	・ 現行条例を踏襲。
第78条	処分による補償責任	第81条	・ 現行条例を踏襲。
第79条	規則への委任	第82条	・ 現行条例を踏襲。

現 行	内 容	改 正 (案)	
附則			・ 施行日を令和2年6月21日とする。 ・ 現行条例で行われた手続きについて、引続き有効とするよう規定。
別表第1	第34条の2関係		【削除】 ・ 取引方法を規則に委任するため削除。
別表第2	第61条関係 ⇒第64条関係	別表	・ 市場関係者の参入を促すため、市場施設の使用料を引き下げ。